

【z223】 経験年数換算表

経歴		換算割合
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	十割以下
	その他の期間	八割以下(部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、十割以下)
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	十割以下
	その他の期間	八割以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)		十割以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	十割以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	五割以下(部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、八割以下)
	その他の期間	二割五分以下(部内の他の職員との均衡を著しく失う場合及び教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、五割以下)

備考

- 1 経歴欄の上欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算割合欄の割合を八割以下(部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、十割以下)とする。
- 2 経歴欄の上欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職業能力開発促進法による職業能力開発校その他これに準ずる訓練機関における在学期間(正規の修業年限内の期間に限る。)に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算割合欄の割合を職員としての職務に役立つと認められる期間については八割以下(部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、十割以下)、その他の期間については五割以下(部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、八割以下)とする。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表にこの表と異なる定めをした場合は、その定めによるものとする。